

兵庫県安全赤十字奉仕団規約

(名称)

第1条 本団は、「兵庫県安全赤十字奉仕団」と称する。

(目的)

第2条 本団は、日本赤十字社兵庫県支部（以下「支部」と略す）に登録されている赤十字救急法、赤十字水上安全法等の指導員が、赤十字の理念である人道に基づいて特技を活かし赤十字の各種安全法の普及、救護等赤十字活動に協力するなど、自発的にボランティア活動を行うことを目的とする。

(所在地)

第3条 本団は、事務局を神戸市中央区脇浜海岸通1丁目4番5号、日本赤十字社兵庫県支部内におく。

(運営)

第4条 赤十字奉仕団規則及び本規約に定めるところに基づいて運営するものとする。

(活動)

第5条 本団は、第2条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 救急法、水上安全法等の普及活動への協力
- (2) 救護等赤十字活動への協力
- (3) 団員の資質向上のため必要な調査、研究、研修
- (4) 情報を共有するため、支部ホームページ等を活用しての情報発信
- (5) その他目的を達成するために必要な活動

(団員)

第6条 本団の団員は、第2条の目的に深い理解を有し、支部に登録されている赤十字救急法、赤十字水上安全法等の指導員であって、救護等赤十字活動への協力、資質向上のための研修などに積極的に参加できる者をもって構成する。

(登録)

第7条 本団に入団しようとする者は別に定める様式により申し込み、役員会の議を経て登録される。

2 毎年4月1日から4月末までに登録更新するものとする。

(除名、退団)

第8条 団員が次の項に該当するときは、これを除名、退団とする。

- (1) 指導員の資格を喪失したとき
- (2) 団費を納入しないとき
- (3) 他府県支部に移籍したとき
- (4) 本団の活動を故意に妨害または本団の名誉を毀損する行為があったとき
- (5) その他、団活動に貢献し得ないと認められるとき

2 前項は、役員会の決議を経なければならない。

(入団費及び団費)

第9条 団員は、次に定める入団費及び団費を納入しなければならない。

(1) 入団費 1,000円とする。

(2) 団費 年額 1,000円とする。

2 入団費・団費は、入団時もしくは毎年4月末日までに事務局に納入する。

3 必要に応じ臨時団費を徴収することもある。

4 納入金は、一切返却しない。

(補償責任)

第10条 本団は、特に定めがあるもののほかは、団員の活動に要する経費もしくは活動中におけるいかなる損害についても、一切の補償の責めを負わない。

(役員及び監査委員)

第11条 本団に次の役員を置く。

(1) 委員長 1人

(2) 副委員長 2人以内

(3) 委員（会計、庶務を含む）若干名

2 本団に監査委員を置く。

(1) 監査委員2人

(役員及び監査委員の選出)

第12条 本団の役員は、委員長を団員の互選により選出し、委員長が他の役員を指名し総会で団員の承認を得ることで選出する。

2 監査委員は、団員の互選により選出する。

(役員及び監査委員任期)

第13条 本団の役員及び監査委員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 役員及び監査委員に欠員が生じた場合の補欠役員及び監査委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員及び監査委員の職務)

第14条 役員の職務は次のとおりとする。

(1) 委員長は、本団を代表し、その業務を総括する。

(2) 委員長は、必要がある場合には役員会に監査委員の出席を求めることができる。

(3) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはこれを代行する。

(4) 委員は、本団の運営に関することを協議し、活動を計画実施する。

2 監査委員の職務は次のとおりとする。

(1) 監査委員は、経理及び事業監査を行い、その結果を総会で団員に報告しなければならない。

(2) 監査委員は、必要がある場合には役員会を招集することができる。

(緊急処置)

第15条 委員長は、総会の議決を要する事項であっても、緊急を要し総会を召集する時間がないと認められた場合、役員会の決定により処理することができる。ただし、次の総会において報告しなければならない。

(総会)

第16条 総会は委員長が召集し、本団の運営に関する事項、その他、団に関する重要な事項を討議する。

(決議)

第17条 総会は団員の過半数の出席（委任状を含む）を必要とし、総会の決議は出席者の過半数をもって可否を決する。

(会議)

第18条 総会は、毎年1回開催する。

2 役員会は、必要に応じ随時行ふ。

(会計)

第19条 本団の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

2 本団の財源は、入団費、団費、支部助成金、寄付金、雑収入等をもって充てる。

(規約の改廃)

第20条 本規約の改廃については、総会において3分の2以上の賛同を必要とする。

(その他)

第21条 本団の活動に際し、本規約に定めのないものについては内規によって定めるものとする。

2 内規の施行及び改廃については、総会において2分の1以上の賛同を必要とする。

(付則)

1 日本赤十字社兵庫県支部の職員は、本団の行事、計画に参加することができる。

2 本規約は、平成11年10月31日から施行する。

3 本規約は、平成18年4月15日から一部改正施行する。

4 本規約は、平成21年5月9日から一部改正施行する。

5 本規約は、平成27年5月10日から一部改正施行する。